

高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感震ブレーカーの設置を促進し、大規模災害時の通電火災、電気火災及び地震後の火災拡大を防止するため、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に居住し、住民登録を行っている者であること。
- (2) 本市内の住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者であること。
- (3) 県税及び市税を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業（国又は他の地方公共団体等が実施する他の補助金等の交付を受けているもの除く。）とする。

- (1) 自己が所有し、又は居住する本市内の住宅に感震ブレーカーを設置する事業。
- (2) 本市内に新築する住宅に感震ブレーカーを設置する事業。

2 この事業の利用は、原則として1住戸当たり1回とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費のうち10,000円を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（第4条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。  
（変更承認等）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 第6条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第10条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第2項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

高知市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

補助金交付申請書

高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金の交付を受けたいので、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約します。

記

設置機器	メーカー名： 型番：		
設置場所	高知市 <input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅		
設置費用(税込)	金 円	設置住戸数	戸
申請金額	金 円	完了予定日	年 月 日
添付資料	(1) 申請住宅の所有者又は管理者が確認できる書類の写し ※新築の場合は確認済証の写し等 (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真 ※新築の場合は不要 (3) 感震ブレーカーの設置に要する経費の見積書の写し ※新築の場合は設置機器のカタログ等 (4) 住戸数が確認できる書類 ※複数の住戸に設置する場合に限る (5) 市税及び県税に滞納がないことが確認できる書類(完納証明書等)		
確認事項	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳情報を市が確認することに同意します。		
	<input type="checkbox"/> 本補助金の対象となる感震ブレーカー(分電盤タイプ)の設置については、国の他の補助金による支援は受けておらず、現在申請中のものもありません。		

家主の承諾(賃貸住宅の場合に記入)

私が所有又は管理する家屋に、上記器具を設置することを承諾します。

年 月 日 所有者又は管理者 住所  
氏名

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金については、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、この通知書により交付決定を受けた事業以外に使用してはならない。
- (2) 高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者を契約の相手方とする等、当該者を利することとなる行為をしてはならない。
- (4) この指令に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

年 月 日

高知市長 様

住 所  
申請者  
氏 名

補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止・廃止をしたいので、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更の内容（変更する部分のみ記入）

設置機器	メーカー名： 型 番：
設置費用（税込）	金 円
申請金額	金 円
完了予定日	年 月 日

年 月 日

高知市長 様

報告者 住 所  
氏 名

実績報告書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金について、補助事業が完了したので、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 実績額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し（要綱第4条第1項第1号の事業に限る。）

様

補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

高知市長

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

高知市長 様

住 所  
請求者  
氏 名

補助金交付請求書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金について、高知市感震ブレーカー設置促進事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円